

市町村合併関係資料

平成20年2月
総務省自治行政局

市町村合併の背景と効果

合併により市町村の規模・能力が充実することで、高度化かつ多様化する行政需要への対応、事務の統廃合による経費削減等が可能。

1. 地方分権の推進

住民に最も身近な市町村の規模・能力の充実

例：小さな市町村ではできなかったサービスの提供(無医村における診療所の開設)、等

2. 少子高齢化の進展

少子高齢化に対応した、サービス・専門スタッフの充実

例：専門性の高い部・課・係の設置や、栄養士・助産師等の配置、等

3. 広域的な行政需要の増大

日常生活圏(通勤、通学、買い物等)の拡大に伴う行政需要に対応

例：広域的な視点に立った道路整備、土地利用等の推進や、旧市町村境付近の住民にとって小中学校への通学しやすさの向上、等

4. 行政改革の推進

簡素で効率的な行財政運営の確保

例：議員、職員の人件費削減、公共施設の統廃合による経費削減、等

(参考)

1. H12 H17人口増減別市町村数・割合

	市町村数	割合
増加	541	30.0%
減少	1,263	70.0%
計	1,804	

H19.3.31現在の市町村について、H12・H17国調人口を比較したものの。

2. H12、H17高齢化率別市町村数・割合

全人口に占める 65歳以上人口比	H17		H12	
	市町村数	割合	市町村数	割合
20%以上	1,318	73.1%	1,102	61.1%
20%未満	486	26.9%	702	38.9%
計	1,804		1,804	

H19.3.31現在の市町村について、H12・H17国調における高齢化率別にその数を整理したものの。

地方分権改革等の検討の状況

地方分権改革推進委員会

平成19年4月発足

(地方分権改革推進法により内閣府に設置)

調査審議事項

国と地方の役割分担の徹底した見直し等

- ・ 国と地方の役割分担の徹底した見直し
- ・ 権限委譲の推進
- ・ 義務づけ、枠付けの見直しと条例制定権の拡大
- ・ 関与の見直し

地方税財政制度の整備

- ・ 税源移譲の推進
- ・ 税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方

行政体制の整備及び確立方策

- ・ 地方自治体が自ら行う行政及び税財政の改革の推進等

第29次地方制度調査会

平成19年7月発足

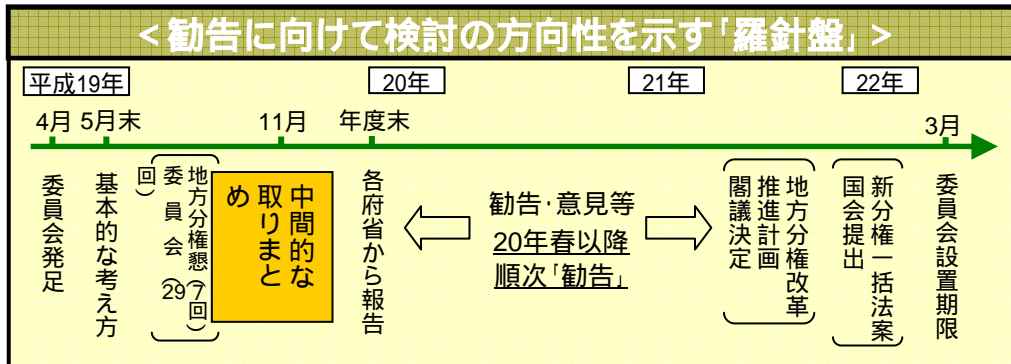
(地方制度調査会設置法により内閣府に設置)

諮問事項

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方

地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」(概要) 平成19年11月16日



「地方が主役の国づくり」に向けた取組み

- 地方政府の確立のための権限移譲**
 - ・中央政府と対等・協力の関係に立つ地方政府の確立
 - ・抜本的な権限移譲、義務付け・枠付け、関与の見直し
- 完全自治体の実現**
 - ・自治行政権、自治立法権、自治財政権の確立
- 行政の総合性の確保**
 - ・住民に身近な基礎自治体への権限移譲の推進
 - ・広域連携による「自立と連帯」の推進
- 地方活性化**
 - ・地域経済基盤の強化と民主導による地域再生
- 自治を担う能力の向上**
 - ・住民・首長・議会の意識改革、職員の資質向上

法制的な仕組みの見直し等

- 義務付け・枠付け、関与の見直し**
 - 国による義務付け・枠付け(執行方法等)、関与(協議、同意等)の徹底した廃止縮小
- 条例制定権の拡大**
 - に合わせて法令を条例で「上書き」する範囲を拡大
- 新たな義務付け・枠付け、関与についてのチェックシステム**
- 都道府県から市町村への権限移譲の法制化**
 - 条例による事務処理の特例制度(平成11年創設)の活用実績を積極的に評価

個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討

重点事項

医療 生活保護 幼保一元化 義務教育 道路 河川 農業

その他の主な事項

福祉・保健 労働 子ども 教育 住宅・都市
交通 環境 農業 商工業 防災

地方分権改革と地域の再生

過疎化する中心市街地や地域集落の再生への道筋

税財政

国と地方の財政関係

・補助金、交付税、税源移譲を含む税源配分等の一体的な改革を検討

地域間財政力格差の是正

・税源偏在の是正方を と一体的に検討

社会資本整備に関する財政負担

・補助対象事業の限定など、国と地方の役割分担の見直し

国庫補助負担金改革

・地方の自主性を阻害する補助金等の見直し
・財産処分に係る補助金返還要件の見直し

財政規律

・財政運営の透明性確保と自己規律の徹底

分権型社会への転換に向けた行政体制

広域連携の拡充

・市町村が単独では担えない事務事業について選択肢としての広域連合等

大都市制度のあり方

・広域的な圏域の規模、能力にふさわしい役割を担うためのあり方の検討

地方支分部局等の見直し

・実態調査結果等を踏まえ、今後、本格的見直し

個別の行政分野・事務事業の抜本の見直し・検討等

〔所管府省においても早急に検討に着手し、具体的な改革案を取りまとめるよう要請〕
当面年度末を目途に検討結果の報告を依頼

重点事項

医療

- ・地域医療計画等における都道府県の権限と責任を強化
- ・国民健康保険における運営の広域化等

生活保護

- ・制度全般について総合的、抜本的に改革

幼保一元化

- ・認定こども園制度の施行後5年の見直しを前倒し
- ・幼保一元化のため、省の枠組みを越えて抜本的制度改革

義務教育

- ・教職員人事権を市町村に移譲、給与負担のあり方を見直し
- ・学級編制や教職員定数に関する市町村の権限と責任を拡大

道路

- ・直轄国道の新設改良を除く維持管理権限を都道府県に移譲

河川

- ・都道府県内完結河川の管理権限を都道府県に移譲

農業

- ・農地転用許可権限を都道府県に移譲

その他の主な事項

福祉・保健

- ・福祉施設の設置基準の見直し、保健所長の医師資格要件の廃止

労働

- ・無料職業紹介事業等の移譲を地方支分部局のあり方とともに引き続き検討

子ども

- ・放課後児童対策事業の一本化

教育

- ・教育委員会制度のあり方

住宅・都市

- ・公営住宅の基準・要件の見直し
- ・都市計画に関する国への協議、同意の廃止・縮小等

交通

- ・港湾管理への関与、空港の管理主体の見直し
- ・自家用有償運送(過疎バス等)の規制緩和

環境

- ・地方支分部局の事務とそのあり方につき引き続き検討

農業

- ・農業委員会の必置規制の見直し

商工業

- ・中小・ベンチャー企業への国の直接支援の廃止

防災

- ・迅速な災害対応・復旧のための制度の見直し

財産処分に係る補助金返還要件の抜本的な見直し

転用・譲渡等における用途や相手先についての制約の撤廃
処分制限期間についてさらなる短縮化

基礎自治体のあり方についてのこれまでの議論

地方分権改革推進委員会「中間的なとりまとめ」（抄）（19.11.16）

3 地方分権改革における基本姿勢の明確化

完全自治体の実現とともに、「基礎自治体優先」の基本原則、そして「補完性・近接性」の原理にしたがい、基礎自治体、広域自治体、国の役割を見直していくなかで、広域自治体のあり方やコミュニティ活動の拡充も含めた自治制度の新たなあり方を幅広く検討すべきである。

「基礎自治体優先」の基本原則のもとで、基礎自治体が地域における総合行政を担い、地域が自ら行政サービスの範囲と内容、提供方法を決定し、縦割りで使い勝手の悪い分断された行政サービスの体系を住民ニーズに合わせて柔軟に変更・統合することができる仕組みづくりが必要である。このような仕組みにより、地方政府が担う行政の総合性を実質的に確保することが重要である。

6 分権型社会への転換に向けた行政体制

基礎自治体の原則は、国と地方の役割分担、広域自治体と基礎自治体の役割分担において、基礎自治体が最優先に役割を担うことを意味する。現在推進されている「平成の大合併」は、こうした役割を担うことができる基礎自治体を整備しようとするものである。そのうえで、自ら担うことが難しい場合やあるいは複数の地方自治体間で協力し担うことがより効率的かつ質的向上にも資すると判断する場合には、広域連合など多様な連携の形態を積極的に導入できるようにすることも必要である。

基礎自治体のあり方についてのこれまでの議論

第27次地方制度調査会答申（抄）（15.11.13）

市町村は、基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、都道府県は、経済社会活動が広域化、グローバル化する中で、広域自治体としてその自立的発展のために戦略的な役割を果たすべく変容していくことが期待されている。

今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。

今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要。一般的には、基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。

（参考）地方自治法の規定

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第2条 （略）

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

第29次地方制度調査会の審議項目

< 諮問事項 >

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方について、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。

< 項目 >

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

1 基礎自治体のあり方

合併した市町村及び合併していない市町村の評価・検証・分析

基礎自治体の果たすべき役割

今後の基礎自治体の組織・体制・公務員のあり方

小規模市町村に対する方策

2 基礎自治体における住民自治の充実

地域自治区等のあり方

地域コミュニティのあり方

3 大都市制度のあり方

大都市と都道府県との関係等

指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理

チェック機能の充実

1 監査機能の充実・強化

監査委員の独立性の強化(組織、選任方法、OBの就任制限、議選委員のあり方等)

監査能力の向上(監査委員の人材確保等)

外部監査のあり方

2 議会制度のあり方

議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策

議会制度の自由度の拡大

議員定数

幅広い層が議員活動できるための制度の環境整備

地方税財政制度のあり方等

地方税財政制度のあり方

首長の多選制限

定住自立圏構想研究会の発足について

趣旨

人材の確保・育成、地域間交流、医療の確保等により、地域社会を再生し、住民に安心を供給することが喫緊の課題

このため、都市と地方がともに支え合う「共生」の考え方を具体化し、地方圏の人口流出を食い止めるダム機能の確保を目指して、日常生活に必要な機能を備える圏域のあり方やその実現方策について検討を進める

総務省に、総務大臣主催の「定住自立圏構想研究会」を置く

検討項目

- ・地方圏の現状
- ・人口流出を食い止めるダムとして必要な機能
- ・圏域のあり方
- ・実現のための方策

スケジュール

- ・第1回研究会を平成20年1月に開催
- ・4月～5月を目途にとりまとめ

定住自立圏構想研究会のWEBサイト

http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/kenkyu/teizyu/index.html

(総務省WEBサイト内)

定住自立圏構想のイメージ

5～10万市を中心とする圏域
「定住自立圏」を設定
 このうち中核市・特例市を中心とする圏域
「高度定住自立圏」
 中心市に社会基盤を集中的に整備
 周辺市町村からは1時間以内に
 アクセス可能な環境を整備

↓

核となる市が地域の生活を受け止める

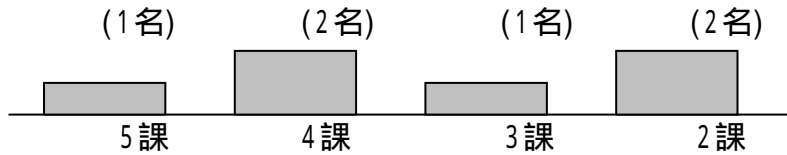
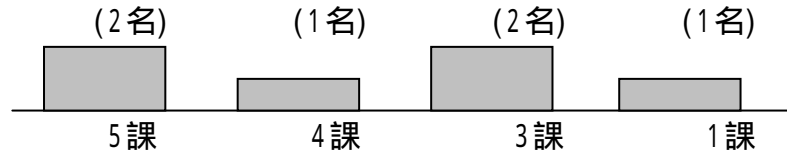
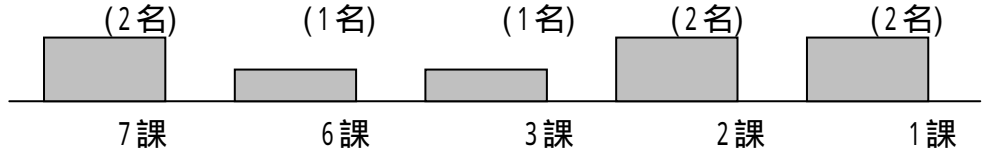
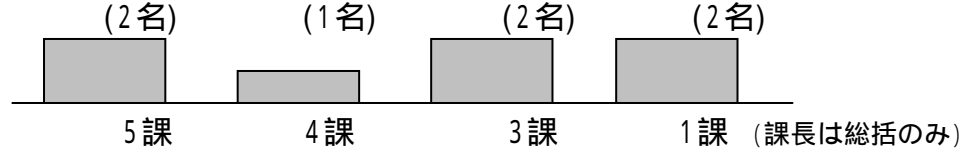
**日常生活を支える都市
機能を備える中心市**
 総合病院
 スーパー
 普通科高校
 バスターミナル
 雇用の場 等

定住自立圏



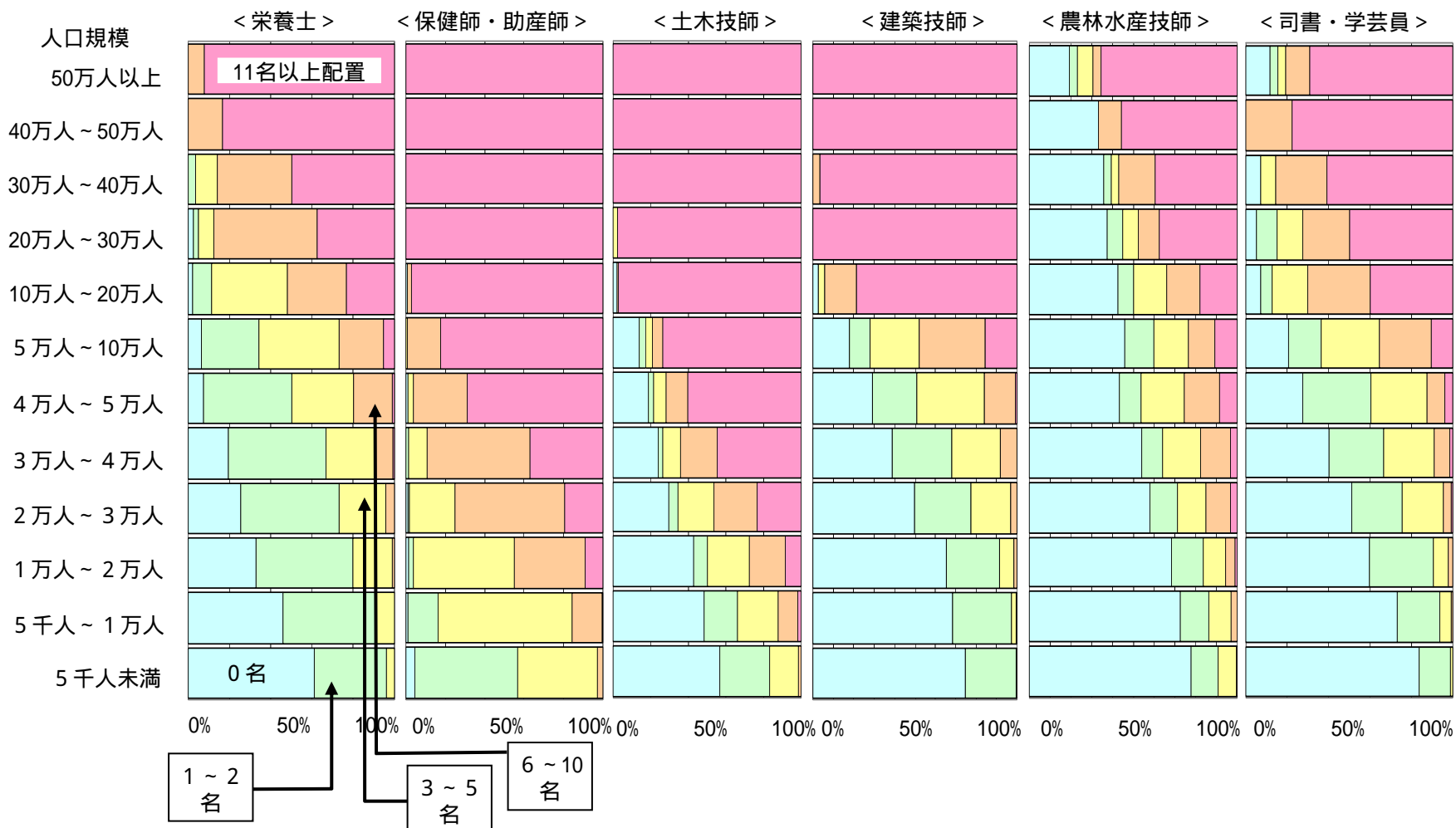
高度都市機能を備える中心市
 高度医療(脳疾患・心臓疾患)対応病院
 中高一貫校・大学
 デパート・大型ショッピングモール
 文化施設・美術館・レジャー施設
 知識集約型産業のオフィス 等

小規模団体の組織・職員配置状況について（a町のケース（人口約3千））

課（部・係制はなし）	担当業務	備考
総務課 （12名）	庶務・行政（8名） 企画・財政（4名） 税務（4名） 選挙（2名）	~ のうち、 3分野を兼務する職員：2名、2分野を兼務する職員：2名 ・企画担当者（2名）は、企画を含め、それぞれ7事務、22事務を担当 ・法令担当者（1名）は、法令を含め22事務を担当 ・情報化担当者（1名）は、情報化を含め22事務を担当
住民課 （6名）	戸籍、住民登録、国民健康保険、国民年金、福祉医療、環境衛生	担当者毎の県本庁の関係する課の数は、  ・女性政策担当者（1名）は、女性政策を含め5事務を担当
保健福祉課 （6名）	社会福祉、民生児童、保健予防、介護保険	担当者毎の県本庁の関係する課の数は、  ・介護保険担当者（2名）は、介護保険を含め、それぞれ4事務、6事務を担当
建設課 （8名）	一般土木・建築・公営住宅、農林土木、水産土木、水道	担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 
産業課 （8名）	農林業、水産業、商工観光業	担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 

人口規模別の専門職員配置状況

全般的に人口規模が大きいほど専門職員の配置が充実。



専門職員の配置状況は、平成18年地方公共団体定員管理調査による。
 人口は平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づくもの。

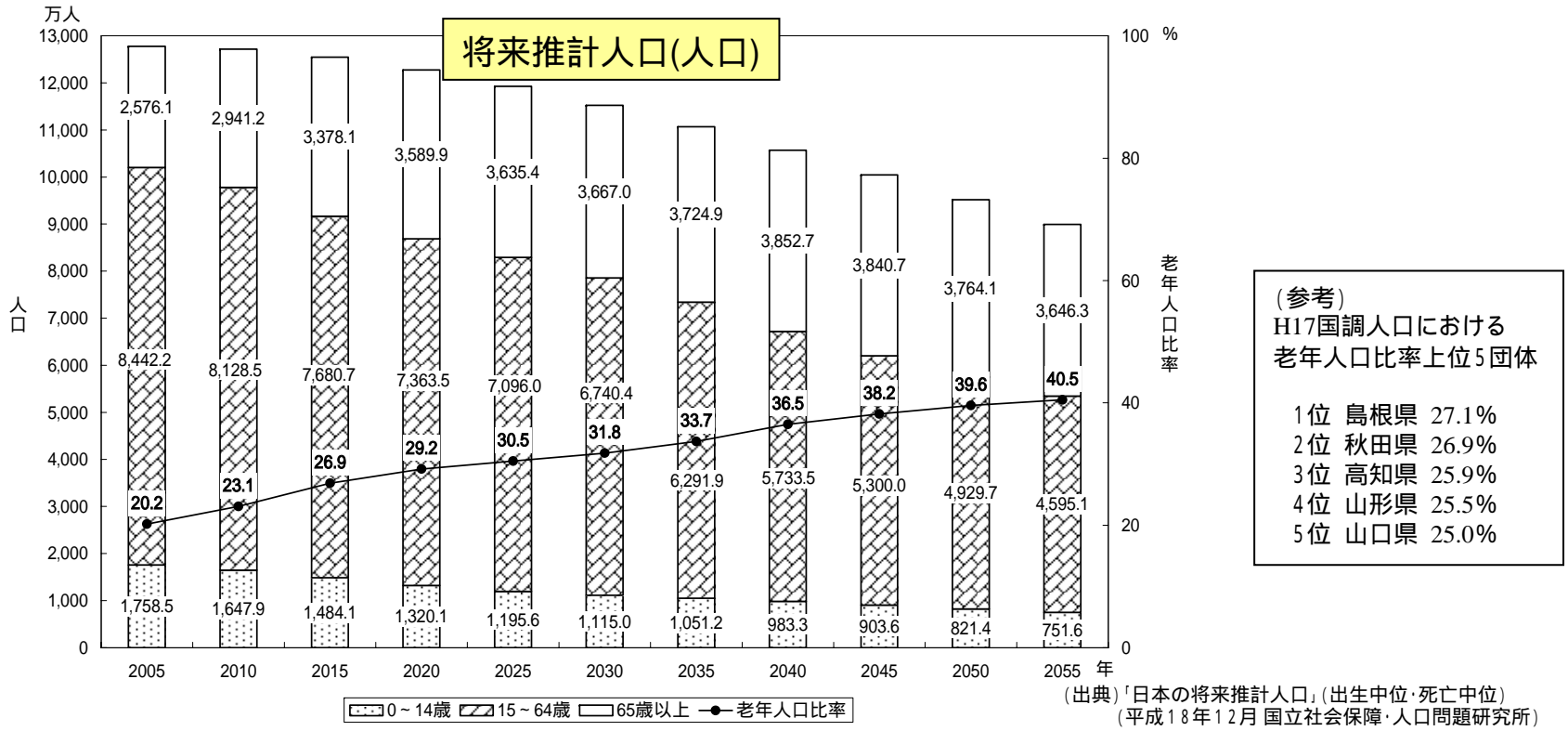
少子高齢社会の進展

総人口は、平成16年12月をピーク(1億2,783万8千人)に、減少に転じている。(総務省推計)
 2005年に比べ、**2030年には10%減少、2050年には26%減少**することが予想される。
 (H14推計: 8%減少) (H14推計: 21%減少)

生産年齢人口(15~64歳)は、2005年に比べ、2030年には20%減少、2050年には42%減少することが予想される。
 (H14推計: 18%減少) (H14推計: 36%減少)

年少人口(14歳以下)は年々減少し、2005年に比べ、2050年には53%減少することが予想される。
 (H14推計: 39%減少)

一方、**老年人口(65歳以上)の割合は年々高まり、2005年の20%が、2050年には40%**になることが予想される。
 (H14推計: 20%) (H14推計: 36%)



国及び地方の長期債務残高 (平成19年度予算)

出典:財務省ホームページ

(単位:兆円)

	7年度末 (1995年度末) <実績>	12年度末 (2000年度末) <実績>	17年度末 (2005年度末) <実績>	18年度末 (2006年度末) <実績>	19年度末 (2007年度末) <予算>
国	297程度	491程度	590程度 (568程度)	594程度 (573程度)	607程度 (587程度)
普通国債残高	225程度	368程度	527程度 (504程度)	532程度 (510程度)	547程度 (527程度)
対GDP比	45.4%	72.9%	104.7% (100.1%)	104.2% (99.9%)	104.8% (101.0%)
地方	125程度	181程度	201程度	201程度	199程度
対GDP比	25.1%	36.0%	40.0%	39.4%	38.1%
国と地方の重複分	▲12程度	▲26程度	▲34程度	▲34程度	▲33程度
国・地方合計	410程度	646程度	758程度 (735程度)	762程度 (740程度)	773程度 (753程度)
対GDP比	82.6%	128.1%	150.6% (146.1%)	149.3% (145.0%)	148.1% (144.2%)

- (注) 1. GDPは、18年度はQE速報による実績値、19年度は政府見通し。
 2. 18年度の地方及び国と地方の重複分は18年度補正後の見込み。
 3. 17、18年度の()書きは翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。19年度の()書きは、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
 4. このほか19年度末の財政融資資金特別会計国債残高は143兆円程度。

旧合併特例法と合併新法

H22.3.31

旧法

新法 (H17.4.1~)

H17.3.31

総務大臣 基本指針
 都道府県 市町村の合併の推進に関する構想

- ・市町村の組合せ等を示す
 - 生活圏域を踏まえた行政区域を形成
 - 指定都市、中核市、特例市等へ
 - 概ね人口1万を目安とする小規模市町村(地理的条件等を考慮)
- ・市町村合併調整委員(知事任命) あっせん、調停
- ・合併協議会設置勧告、合併協議推進勧告

・合併特例区等の設置

(合併に際して、合併関係市町村の協議により、合併特例区等を一定期間設置できる。(旧法においても可能))

・**存置**(3万市特例は議員修正により追加・存置)

・段階的に5年(+激変緩和5年)に**短縮**

3万市特例
 地方税の不均一課税、議員の在任特例
 合併補正
 合併算定替の特例期間10年(+激変緩和5年)
 等

経過措置期間

平成22年3月31日
 までに合併

合併特例債による財政支援措置

平成17年3月31日
 までに合併申請

・新法では廃止
 配慮規定は存置

合併

平成18年3月31日
 までに合併

H18.3.31

合併新法の下での財政措置

合併新法の下での市町村の合併について以下の財政措置を講じることとしている。

1. 普通交付税による措置

(1) 普通交付税額の算定の特例(合併算定替)

合併後9～5カ年度(平成17・18年度に合併した場合は9カ年度、平成19・20年度は7カ年度、平成21年度は5カ年度)は、合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障。さらに5カ年度は激変緩和措置。

(2) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

(合併補正)

合併後における行政の一体化(基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等)に要する経費等に対する措置。

(3) 都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置

都道府県の構想作成及び市町村合併推進審議会に係る経費、合併のための調査研究・啓発事業等に対する経費を措置。

2. 特別交付税による措置

(1) 合併準備経費に対する財政措置

合併協議会への負担金等、合併の準備に要する経費に対する措置。

(2) 合併移行経費に対する財政措置

合併前に要する電算システムの統合等、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費に対する措置。

(3) 合併支援のための公債費負担の格差是正措置

合併市町村における旧市町村間の公債費負担の格差に係る利子又は地方債の繰上償還に伴う補償金に対する措置。

(4) 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置

合併市町村の行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について措置。

(5) 都道府県が行う合併促進経費に対する財政措置

法定協議会を設置している市町村数に応じ、1市町村当たり300万円を都道府県に対して措置。

合併新法の下での財政措置（つづき）

3. 合併推進債による措置

1 対象事業

合併新法に基づく都道府県の構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村が行う事業

- ・旧市町村相互間の道路・橋りょう・トンネル等（農道、林道等含む）
- ・電算システムの統合、地域イントラネット
- ・火葬場、斎場
- ・その他特に必要と認められる事業
- ・本庁舎等、消防防災施設
- ・保育所、子育て支援施設等

既存の公共用施設を廃止して行う統合施設の建設等、市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業についても対象とする。

都道府県事業について

都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路事業を対象とする。

原則として1合併市町村につき1事業とする。ただし、地理的条件、人口密度、合併関係市町村数、合併を行った経緯その他地域的な事情についても考慮する。

2 財政措置

充当率：90%、交付税算入率：40%とする。

行政コストの合理化効果
の発現に繋がるもの

充当率：90%、交付税算入率：50%

地方再生対策費

1. 算定額

4,000億円程度



都道府県分 1,500億円程度
市町村分 2,500億円程度

2. 算定経費

地方税偏在是正による財源を活用して、地方と都市の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を基準財政需要額において包括的に算定。市町村、特に財政の厳しい地域に重点的に配分。

3. 算定方法

都道府県 (1,500億円程度)

測定単位 : 人口

単位費用 × 人口 × 段階補正 × 経費の必要度に応じた補正

- * 段階補正 人口規模のコスト差を反映
- * 経費の必要度に応じた補正(次の指標を反映)
第一次産業就業者の比率
高齢者人口の比率
面積を反映する「人口密度」

標準団体(人口170万人)

20億円程度

市町村 (2,500億円程度)

測定単位 : 人口 (うち2,250億円程度)

単位費用 × 人口 × 段階補正 × 経費の必要度に応じた補正

- * 段階補正 人口規模のコスト差を反映
- * 経費の必要度に応じた補正(次の指標を反映)
第一次産業就業者の比率 高齢者人口の比率

測定単位 : 耕地及び林野面積 (うち250億円程度)

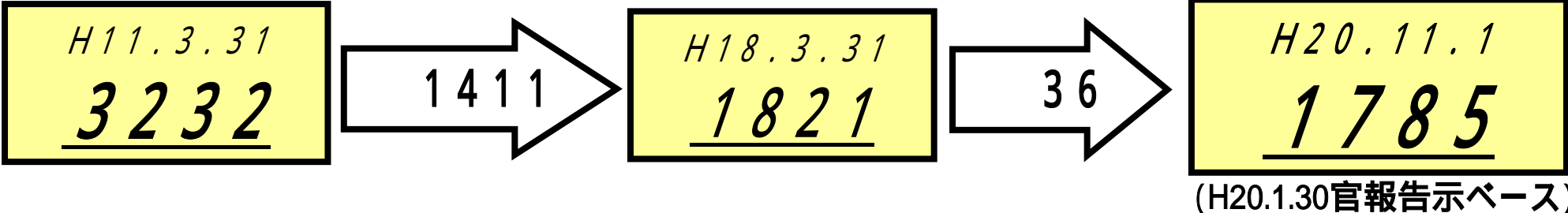
単位費用 × 耕地及び林野面積

【市町村試算】

人口規模	試算額	基準財政需要額に対する割合
人口10万人規模 (人口9万～11万人の平均)	2億円程度	1.2%
人口5万人規模 (人口4万～6万人の平均)	1億3千万円程度	1.4%
人口1万人規模 (人口9千～1万1千人の平均)	8千万円程度	2.7%
人口5千人規模 (人口4千～6千人の平均)	6千万円程度	2.9%

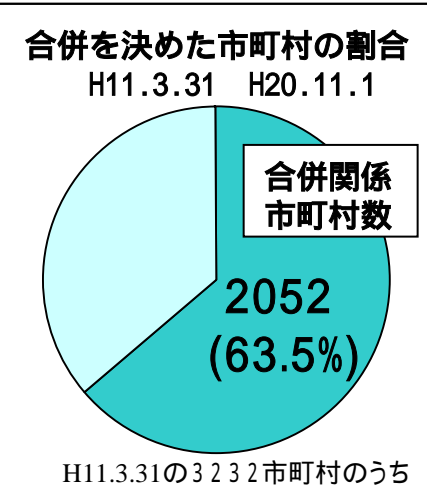
合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算することにより合併後のまちづくり等の財源を確保

市町村合併の推進状況



市町村数等の推移

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H20.11.1
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,785
人口1万人未満	-	-	1,537	483
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	66,823
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	208.0



合併市町村件数

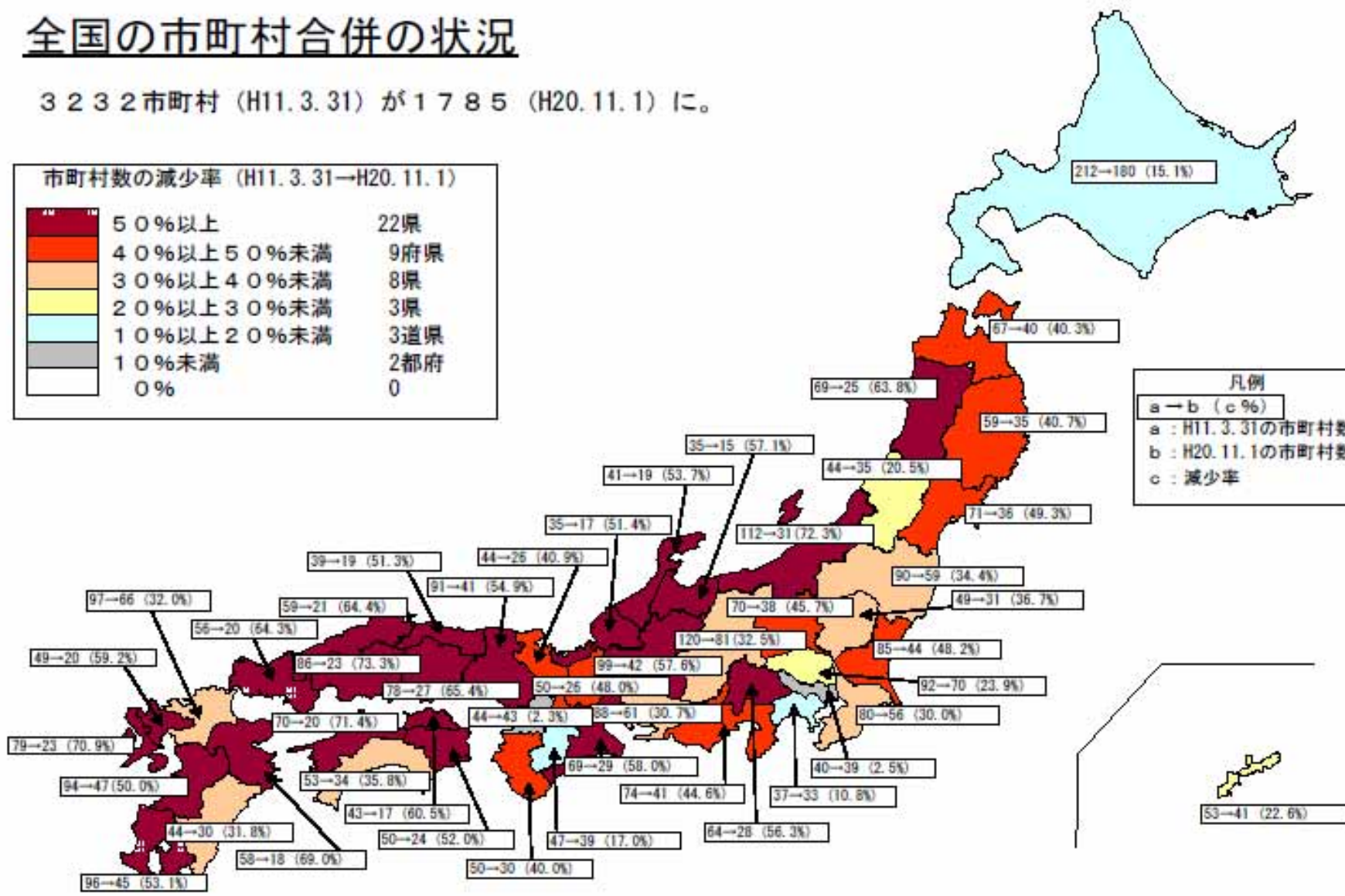
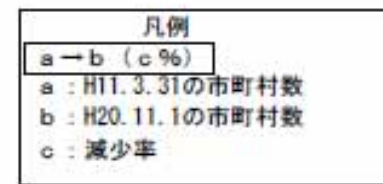
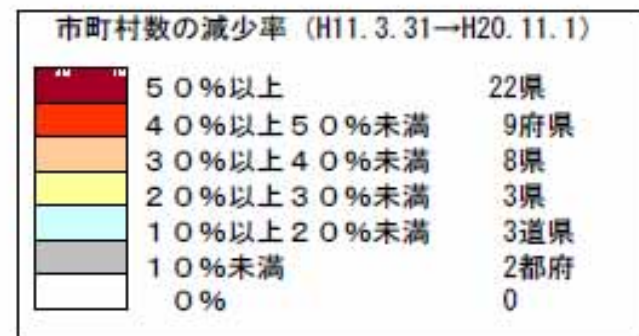
	旧法下(H11.4.1~)	新法下	計
合併件数(合併関係市町村数)	581 (1,991)	24 (61)	605 (2,052)
新設合併	443 (1,543)	8 (23)	451 (1,566)
編入合併	138 (448)	16 (38)	154 (486)
H11.4.1以降の減少市町村数	1,410	37	1,447

(注)

- ・H20.1.30官報告示分までのもの
- ・H18.3.31の数値には、合併新法による合併1件を含む(H18.1.10に高松市が牟礼町を編入)
- ・人口 H11.3.31...H7年国調より
H20.7.1...H17年国調より
- ・面積 H11.3.31...全国市町村要覧(H10年度版)より
H20.7.1...全国市町村要覧(H18年度版)より

全国の市町村合併の状況

3 2 3 2 市町村 (H11. 3. 31) が 1 7 8 5 (H20. 11. 1) に。



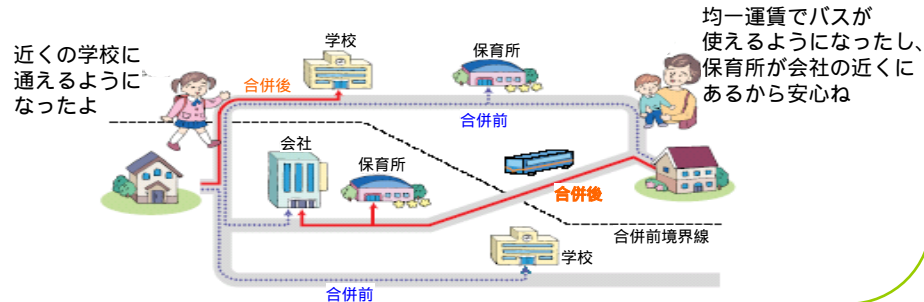
※ 合併新法による合併24件を含む。

市町村合併による効果の概要

住民の利便性の向上

旧市町村の境界を越えた公共施設の利用・サービスが可能になります

例) 新潟市では、合併後、旧市町村界を越えて、空きのある保育所を利用することが可能になりました。



広域的なまちづくり

広域的な視点にたって、まちづくりをより効率的に実施できます

例) 真庭市では、道路等の整備において、地域の個性を活かしたゾーニングにより広い視点からのまちづくりが可能になりました。

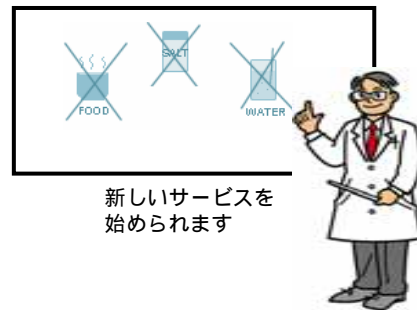


サービスの高度化・多様化

専任の職員・組織を置くことができ、より多様な行政施策の展開が可能になります

例) あさぎ町では、保健師の資格を持った職員が充実し、乳幼児向け予防注射や、成人向けの健康講座を数多く実施できるようになりました。

例) 新居浜市では、無医村であった別子山地区に待望の診療所を開設することができ、地域医療の充実が図られました。



行財政の効率化

それぞれのまちが行っていた仕事をまとめ、行財政の効率化が図れます

例) 合併に伴い、市町村の三役(首長、助役、収入役)、議会の議員については全国で2万1千人減少し、給料等は年間1,200億円削減されると見込まれます。

例) 西東京市では、合併によって10年間で約190億円の経費削減が可能になります。

同じ仕事をまとめて出来るから経費が削減できます



懸念されるデメリットとその対応例

役場が遠くなって不便になるのではないか

< 対応例 >

合併後も、それまでの市役所や町村役場は、新市町村の支所や出張所として通常使われて、住民票の写しや印鑑証明の交付といった窓口サービスは今までと変わりなく受けられることとする。

合併市町村基本計画においては、地域の一体性の向上に係る施策等が位置づけられることとなっており、当該計画で地域特性に応じた対応策を提示する。

【取組事例】

《豊後高田市》

合併の翌日から郵便局での各種証明書の交付を可能にした。また、休日でも住民票の交付が受けられるよう自動交付システムを整備・設置した。

住民の声が届きにくくならないか

< 対応例 >

議会を通じた間接民主制を補完していく仕組みは合併前以上に必要となる。住民の声を直接聴いて、きちんと反映させるような仕組みを増やすことにより、きめ細やかなサービスを提供。

合併後の旧市町村単位の地域の運営に関し意見具申を行うなどにより、地域住民の声を新市町村の運営に反映するための制度として、地域審議会や地域自治区、合併特例区の制度があり、これらの制度を積極的に活用する。

【取組事例】

《新潟市》

地域における諸問題の把握や、課題解決の検討などを行うため、各小学校又は中学校校区単位で「地域コミュニティ協議会」の設立を支援している。

中心部だけよくなって周辺部はさびれないか

< 対応例 >

合併前に、様々な地域の住民の意見を反映させながら、市町村間で合併後のまちづくりをどのように進めていくかを話し合い、中心部だけではなく、周辺部のことにも配慮したまちづくりの計画（合併市町村基本計画）を作成する。

合併後は、旧市町村の区域ごとに作ることができる地域審議会や地域自治区、合併特例区で、地域のまちづくりに関するチェックや方向性の検討などを実施する。

【取組事例】

《大分県内の各市》

大分県内12の新市のうち7市においては、支所権限で柔軟に執行可能な予算（補助金）を措置し、地域の活性化に取り組んでいる。

各地域の歴史、文化、伝統等が失われないか

< 対応例 >

地域文化や伝統の継承・発展について、住民やNPOなどの民間団体が中心となって取り組み、市町村はそれをサポートしていく仕組みを強化していくことが考えられる。

合併新法に基づく地域自治区及び合併特例区を設置する場合において、旧市町村名を住居表示に冠することが可能。

【取組事例】

《豊後高田市》

合併により消滅した「真玉」の地名を地元有志により組織した「真玉歌舞伎保存会」により引き継ぐとともに、保存会が広く会員を募り、伝統文化活動を通じた地域コミュニティの再生を図っている。

合併の住民サービスへの影響

H11.4.1～H18.4.1の間に合併した558市町村を
対象【市町村の合併に関する研究会報告書(H19.3)】

1. 合併を契機とした住民サービス充実等への取組

約8割の団体(430市町村)が、合併を契機に住民サービスの充実等に取り組んでいる。具体的には以下の取組みを実施。

サービスの充実、旧市町村間のサービスの格差是正

新たなサービスの実施、合併前の一部の市町村で行われていたサービスを新市町村の全域に拡大することによる旧市町村間の格差是正。

【主な取組事例】

団体名	取組内容
外ヶ浜町(青森県)	三厩地区から本庁のある蟹田地区まで、町営バスを運行。
栗原市(宮城県)	旧花山村地区では、財政上の理由でできなかった給食サービスを、合併後、他地域と同様に導入。
加美町(宮城県)	役場本所、支所、小中学校などを光ファイバーで結ぶ情報通信網を整備。「議会中継システム」や「テレビ会議システム」などが整備され、地域情報化が進展。
南会津町(福島県)	一部地域で、すこやか子育て支援事業として、第3子以降の出生及び小中学校への入学に対して支援金を支給していたが、これを新町の全域において実施。
西東京市(東京都)	交通空白地域の解消と公共施設へのアクセスの利便性を図るため、コミュニティバスを5路線運行。運賃は一律100円。
南部町(山梨県)	旧富沢町の万沢地区では、財政上の理由で、数年前から無医地区となっていたが、合併したことにより新たな診療所の設置が可能に。
浜松市(静岡県)	一部の地域で行われていた高齢者・障害者に対するバス・電車共通券等の交付サービスが全市に拡大。
吉備中央町(岡山県)	非常備消防や消防署がなかった町内に新たな消防署を整備することで、救急医療体制・消防防災体制の充実・強化を図った。
新居浜市(愛媛県)	無医村であった旧別子山村地区に約30年ぶりに診療所を開設。
臼杵市(大分県)	情報格差是正、難視聴地域解消を目的に市内全域にケーブルネットワーク網を整備した。

合併の住民サービスへの影響

1. 合併を契機とした住民サービス充実等への取組

利用できる公共施設等の拡大

旧市町村の境界を越えて、公共施設等の利用が可能に。

【主な取組事例】

団体名	取組内容
新潟市(新潟県) 久米島町(沖縄県)	合併後、旧市町村を越えて、空きのある保育所を利用することが可能になった。
郡上市(岐阜県)	旧町村ごとの図書館の蔵書、利用者情報を一元管理するシステムを整備し、インターネットによる蔵書検索等を可能とした。
黒潮町(高知県)	旧2町の図書館をネットワーク化することにより、両図書館の圖書の貸出等が可能になった。
宗像市(福岡県)	一部地域において学校選択制を導入し、旧玄海町住民が、近くにありながらこれまで通学できなかった旧宗像市の小学校への入学、転入が可能となった。

住民の利便性の確保

ICTの活用やサービス窓口の維持・拡充により、面積拡大による住民の利便性の低下を防止。

【主な取組事例】

団体名	取組内容
釧路市(北海道)	地域イントラネットにより、本庁や支所その他の公共施設を結び、住民サービスを迅速化。
日高町(北海道)	議会中継システムを導入し、支所となった地域住民の不便解消に努めている。
大船渡市(岩手県)	インターネットを利用した公共施設の予約、確認等が可能に。
小鹿野町(埼玉県)	旧小鹿野町で行われていた土曜日の午前中と火・木曜日の業務時間外に行われていた窓口業務を、現在の小鹿野庁舎で継続的に実施。旧両神村地区の住民も利用可能に。
豊後高田市(大分県)	市内の10の郵便局で、各種証明書の交付請求に係る受付と引渡しが可能に(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づくもの)。

合併の住民サービスへの影響

2. 住民サービスの高度化・専門化のための組織・機構の充実

約9割の団体（474市町村）が、合併によって組織が専門化したり、人員が増加したりすることで庁内の体制を充実。

合併により充実した部署は、「企画財政・総務分野」、「保健・福祉分野」、「産業振興分野」などの分野で特に多くなっているが、多岐に渡っている。

【充実した組織の分野と主な取組事例】（回答のあった474団体が対象）

分野	回答数	割合	取組内容
企画財政・総務分野	311	65.6%	監査委員事務局(常陸大宮市・茨城県):総務課から独立し、監査機能を充実・強化。 税務課徴収対策室(沼田市・群馬県):市税の徴収能力を強化。 危機管理室(一宮市・愛知県):消防から独立し、災害・防災対策業務を充実・強化。
保健・福祉分野	219	46.2%	子ども総合支援室(亀山市・三重県):育児、保健、教育環境の充実を総合的に支援。 子育て支援課(湯梨浜町・鳥取県):子育て支援を積極的に推進。 生活支援課、健康増進室、高齢者福祉係(豊後大野市・大分県):福祉関係業務の総合的な充実・強化。
産業振興分野	182	38.4%	うめ課(みなべ町・和歌山県):生産量が日本一となった梅の振興及び研究の充実。 お茶がんばる課(島田市・静岡県):お茶を活かした地域振興を推進。 オリーブ係・オリーブ生産係(小豆島町・香川):オリーブを活かした地域振興を推進。
教育文化分野	131	27.6%	子ども教育部(塩尻市・長野県):乳幼児から青年期までの成長に応じた子どもの支援を実施。 幼児教育課(大山町・鳥取):小学校入学前の幼児に対する教育の充実。
都市計画・建設分野	130	27.4%	建築課(那須塩原市・栃木県):特定行政庁への移行を見据えて、まちづくりの体制を充実。 水道課、下水道課(新温泉町・兵庫県):上水道と下水道の担当部局を分離し、両事業の体制を充実。
環境・衛生分野	107	22.6%	環境部(能代市・秋田県):環境を考慮したまちづくりの推進。 ごみ減量課(笛吹市・山梨県):ごみの減量対策を推進。
住民協働分野	92	19.4%	スピード対応室(土浦市・茨城県):編入された地区について、スピード対応業務を実施。 コミュニティ推進室(宇部市・山口県):地域コミュニティの活性化を積極的に推進。
男女共同参画・人権分野	91	19.2%	男女共同参画室(大仙市・秋田県):男女共同参画を積極的に推進。 人権啓発室(瀬戸内市・岡山県):男女共同参画やハンセン病患者等人権施策を積極的に推進。

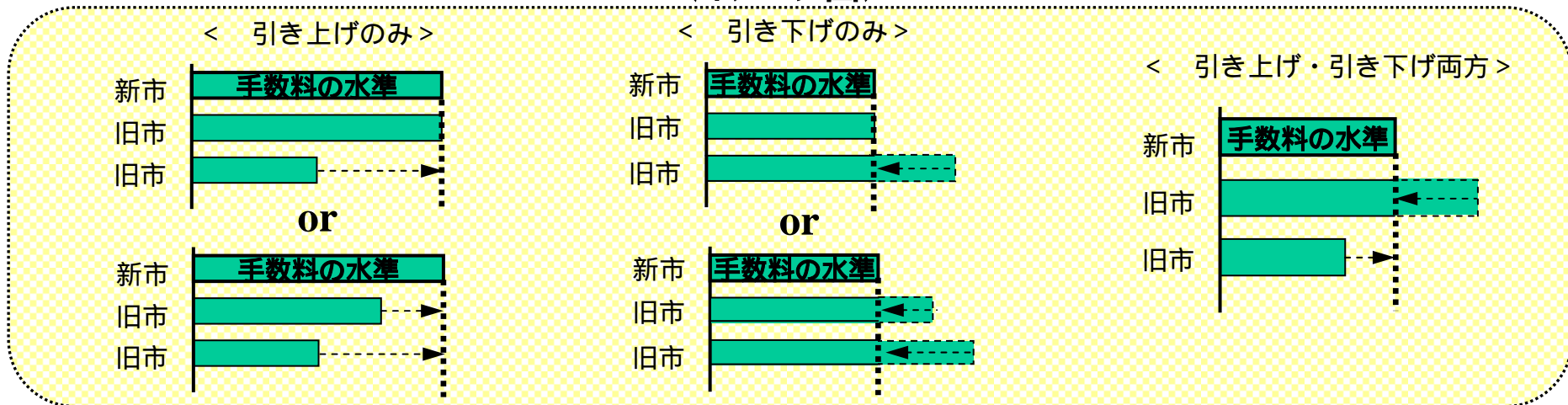
「割合」は、回答のあった474市町村に占める割合を指す。

合併の住民サービスへの影響

3. 合併を契機とした住民負担の見直し状況

約9割(500市町村)の団体が、合併を契機とした住民負担(使用料・手数料)の見直しを行っている。使用料等の見直しに関しては、合併前の旧市町村と比較して、手数料等の引き上げのみを行った合併市町村、引き下げのみを行った合併市町村、引き上げと引き下げの両方を行った合併市町村がそれぞれ同程度となっている。

〔イメージ図〕



【使用料等の見直し状況】(回答のあった500団体が対象)

使用料・手数料の項目	合併前より上がった市町村	引き下げのみを行った市町村	その両方を行った市町村
上水道	62	83	60
下水道	45	48	38
一般廃棄物処理	43	37	33
し尿処理	17	21	9
公共施設の使用料	82	74	89
その他(各種証明書・申請手数料・検診費用など)	57	36	32

合併を契機とした都道府県からの権限移譲

1. 都道府県からの権限移譲

地方自治法第252条の17の2に基づき、都道府県はその権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより市町村に権限移譲することができるものとされている。

合併により市町村の規模・能力が充実し、行財政基盤が強化されたことを踏まえて、各都道府県から市町村への権限移譲が進むものと考えられる。

2. 合併を契機とした権限移譲の推進状況

約4割の団体（236市町村）が、合併後、新たに都道府県からまちづくりや福祉などに関する権限（市制施行によるもの、指定都市、中核市、特例市への移行に伴うものを除く。）を移譲されている。

このうち、6割の団体は、「権限移譲をされたことによる課題は特にない」としている。一方で、新たに移譲された権限に基づく事務について、「職員の専門知識、技術力が不足している」、「権限に基づく事務を遂行するにあたっての財源が十分に確保できていない」という意見も見られた。

【移譲を受けた権限の分野と主な具体例】（回答のあった236団体が対象）

分野	回答数	割合	具体例
まちづくり	138	58.5%	都市計画法に基づく開発行為の許可等の事務（筑西市（茨城）、七尾市（石川）、菊池市（鹿児島）など）
福祉・医療	77	32.6%	福祉事務所に係る事務（神石高原町（広島）、北広島町（広島）、飯南町（島根）など）
経済・産業	32	13.6%	商工会法に基づく設立認可、定款変更等の事務（美馬市（徳島）、島原市（長崎）など）
教育・文化	19	8.1%	博物館法に基づく博物館の登録の届出等の事務（函館市（北海道）、八雲町（北海道）など）
環境	18	7.6%	鳥獣法に基づく有害鳥獣の捕獲の許可等の事務（鴻巣市（埼玉）、吉野川市（徳島）など）
旅券関連	10	4.2%	旅券法に基づく一般旅券（パスポート）の発給等に関する事務（遠軽町（北海道）、上越市（新潟）など）
その他	58	24.6%	墓理法に基づく火葬場等への立入検査等に関する事務（十和田市（青森）、五所川原市（青森）など）

「割合」は、回答のあった236市町村に占める割合を指す。

地域の活性化と旧市町村の振興施策の取組状況

1. 地域の活性化

合併を機に広域的なまちづくりが可能となったことから、これを活かし、地域の活性化を図っている例が見られる。

具体的には、その地域の特産品や観光名所等を利用して、地域の活性化を図っている。

【主な取組事例】

団体名	取組内容
日光市 (栃木県)	合併により日光、鬼怒川温泉(旧藤原町)、湯西川温泉(旧栗山村)など全国的に有名な観光地が一つとなったことから、広域的な観光ルートの設定などによるイメージアップを図っている。
高山市 (岐阜県)	高山祭りや歴史的町並みのある旧高山市地域に加え、旧上宝村地域の北アルプスや奥飛騨温泉などが加わったことから、都市部と農村部とを結ぶ滞在・周遊型の観光戦略打ち出し、「飛騨高山」ブランドの確立を図っている。
みなべ町 (和歌山県)	合併により梅の生産量が日本一となったことから、特産品である「南高梅」のブランドを中心に日本一の「梅の町」としてアピールできるようになった。
下関市 (山口県)	旧豊北町で水揚げされるイカについて、ブランド化推進協議会を設立してPRしている。

2. 旧市町村地域の振興施策

合併市町村の周辺部に位置する旧市町村地域の振興のため、「地域単位のイベントや祭り等の実施、支援」などの振興施策が実施されている。

【取組状況】(合併市町村558団体が対象)

取組項目	回答数	割合
地域単位のイベントや祭り等の実施、支援	372	66.7%
旧市町村単位で設置されている公共的団体(商工会、文化協会、観光協会等)への支援	276	49.5%
旧市町村地域の振興に取り組むための庁内組織の設置	149	26.7%

【主な取組事例】

団体名	取組内容
大仙市 (秋田県)	旧市町村の8地域の地域コミュニティ施策の実施などに充てるため、独自予算(地域枠予算)を設けている。
浜田市 (島根県)	合併時に地域振興基金を設置し、その運用益を旧市町村単位での事業に活用。
佐伯市 (大分県)	振興局を旧市町村単位に設置し、振興局長の裁量で、地域の実情に応じて実施できるソフト事業の予算措置をした(各300万円を措置。)
宮崎市 (宮崎県)	地域住民主体の地域づくり体制を支援するため、各地域自治区の地域協議会に「地域コーディネーター」を新たに配置。

地域における伝統文化等の保存の取組状況

1. 地域の伝統・文化・歴史の保存・継承

多くの団体で、地域の伝統・文化等の保存や伝統ある祭り等の継承、これらの活動を行う団体などへの支援に取り組んでいる。

また、伝統・文化に関する研究調査、伝統文・文化を継承する人材の育成などに取り組んでいる市町村も見られる。

【取組状況】(合併市町村558団体が対象)

取組項目	回答数	割合
地域の伝統文化の保存・継承に関する事業に実施、支援	249	44.6%

【主な取組事例】

団体名	取組内容
おおい町 (福井県)	郷土資料館特別展を開催したほか、町内遺跡等写真資料デジタルデータベース化事業を進めている。
各務原市 (岐阜県)	これまで埋蔵文化財に関する調査が行われていなかった旧川島町地域で、調査を実施し、埋蔵文化財の保護を図っている。
塩尻市 (長野県)	伝統工芸品の産地指定を受けていた漆工町「木曾平沢」について、文化的景観の保護という観点から、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定を受けるなど、地場産業の振興に対する支援の充実を図っている。
岡崎市 (愛知県)	自主的な地域活動により地域の伝統文化の継承を行っているところを「森の駅」として位置付け、地域交流を促す事業を実施。
豊後高田市 (大分県)	合併により消滅した「真玉」の地名を地元有志により組織した「真玉歌舞伎保存会」により引き継ぐとともに、活動に対する財政的支援を実施している。

2. 旧地名の保存

合併前の旧地名の保存のため、町・字名、地域自治区等の区名等として旧地名を残すなど、様々な形で保存の取組が行われている。

【取組状況】(合併市町村558団体が対象)

取組項目	回答数	割合
旧市町村の名称や由緒ある地名を、町・字名、地域自治組織の区名等として残す	344	61.6%
旧市町村の名称や由緒ある地名を、公共施設の名称等として残す	188	33.7%

【主な取組事例】

団体名	取組内容
大分市 (大分県)	関サバ、関アジで有名な「佐賀関町」の地名が消滅したが、地域住民の希望により「大字関町」として地名を復活させた。
美波町 (徳島県)	旧町のイベント等については、できるだけ名称の変更を行わないようにしている。
神石高原町 (広島県)	「とよまつむら」の10年間の商標登録を行い、今後の活用方法について検討中。

コミュニティ活性化の取組状況

地域コミュニティの振興

合併後の地域振興に際し、地域コミュニティ関連の様々な施策に取り組んでいる団体は多い。

中には、法律に基づかない独自のコミュニティ活性化の仕組みを設けている団体もある。例えば、学校区等を単位としたコミュニティ組織の創設などの取組を行っている。

【取組状況】(合併市町村558団体が対象)

	選択肢(複数回答式)	回答数	割合
	自治会、町内会など既存の地域のコミュニティ活動を行う団体への支援	345	61.8%
	上記以外の新たなコミュニティ組織の設置やコミュニティ自治の仕組みの構築	100	17.9%
	地域審議会、地域自治区又は合併特例区の活用	253	45.3%

【主な取組事例】

	団体名	取組内容
	宮古市 (岩手県)	「地域創造基金」を活用し、地域による自主的な活動、イベント、自治会、地域づくり団体などの組織づくりや活動、地域文化の伝承などの事業への支援を行う。
	薩摩川内市 (鹿児島県)	小学校地区を単位とした地区コミュニティ協議会制度を導入。本市48地区に地区コミュニティ協議会を設立するとともに、地区ごとに地域振興計画を作成し、コミュニティの活性化を図っている。
	新城市 (愛知県)	地域審議会を設置し、地域活動を支援するために創設したまちづくり補助金の事業採択の審査を実施。
	上越市 (新潟県)	各地域自治区に住民組織を設立。地域の祭りやイベントの実施、市からの業務の委託や指定管理者として公の施設の管理を行っている住民組織もある。
	喜多方市 (福島県)	合併特例区を設置し、区域内でコミュニティバスを5路線運行。各路線一日2往復とし、利用料は無料としている。
他	栗原市 (宮城県)	地域コミュニティのあり方について検討を行うため、新たに、環境生活部市民課内に市民協働係を置き、議論を深めている。

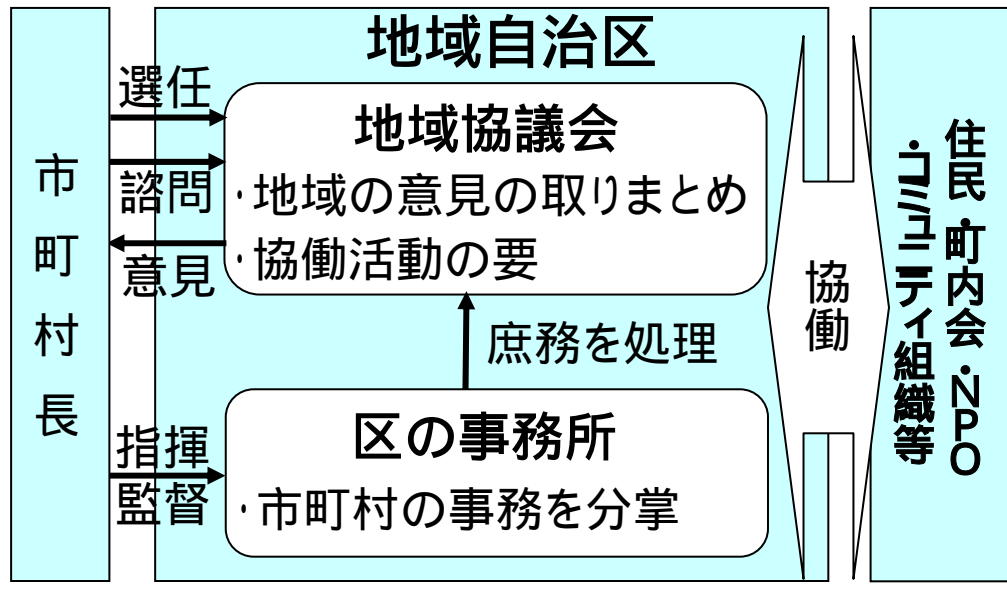
地域自治組織

～旧市町村地域の住民の声を新市町村の施策に反映することを可能とする仕組み～

一般制度

地域自治区(地方自治法によるもの)

- ・法人格:なし
- ・区長:-
- ・期限:なし
- ・地域自治区の名称は、議会の議決を経て、町字名で使用することは可能
- ・市町村の区域の全域に置かなければならない



特例

合併時の特例

地域自治区(合併新法等によるもの)

- ・法人格:なし
- ・区長(特別職):置く
- ・期限:市町村の協議で定める期間
- ・地域自治区の名称は、住居表示に冠する(地域自治区の名称は自由)
- ・市町村の区域の一部のみに置くことが可能

合併特例区(合併新法等によるもの)

- ・法人格:あり(特別地方公共団体)
- ・区長(特別職):置く
- ・期限:5年以内で規約で定める期間
- ・合併特例区の名称は、住居表示に冠する(合併特例区の名称は自由)
- ・市町村の区域の一部のみに置くことが可能
区の予算の作成、公の施設の設置・管理

地域審議会

- 旧市町村地域に係る事務について審議、意見具申を行う
- ・法人格:なし
- ・期限:市町村の協議で定める期間
- ・市町村の区域の一部のみに置くことが可能

地域自治組織の活用状況

	地域自治区		合併特例区	地域審議会
	一般制度	特例制度		
設置団体数	15団体 (91自治区)	38団体 (101自治区)	6団体 (14特例区)	216 (780審議会)
設置期間	大半の団体で設置期間を設けていない。	10年前後としている団体が60%以上。	5年間とするものが大半。	10～11年とする団体が約90%。
構成員定数	15～20名としているものが約70%。	15名前後としているものが約60%。	9～15名。	15名前後としているものが約半数。
構成員任期	2年とする団体が大半。	2年とする団体が大半。	全特例区で2年。	2年とする団体が大半。
構成員属性	構成員のほぼ半数が「公共団体等を代表するもの」。ついで、「地域の行政運営に関し優れた見識を有するもの」が多い。公募については、全体の約10%。	構成員のほぼ半数が「公共団体等を代表するもの」。ついで、公募によるものが多い。	構成員のほぼ半数が「公共団体等を代表するもの」。	構成員のほぼ半数が「公共団体等を代表するもの」。ついで、「学識経験を有するもの」が多い。公募については、全体の約10%。

(平成18年7月1日現在)

地域自治組織の活用状況（続き）

	地域自治区		合併特例区	地域審議会
	一般制度	特例制度		
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> •市町村の基本構想の作成等に関する事項： 40% •市町村建設計画（合併市町村基本計画）の変更に関する事項： 27% 	<ul style="list-style-type: none"> •市町村建設計画（合併市町村基本計画）の変更に関する事項： 71% •市町村の基本構想の作成等に関する事項： 63% 	<ul style="list-style-type: none"> •市町村の基本構想の作成等に関する事項： 50% •合併特例区の区域に係る市町村の施策の重要事項等： 50% 	<ul style="list-style-type: none"> •市町村建設計画（合併市町村基本計画）の執行状況に関する事項： 81% •市町村建設計画の変更に関する事項： 69%
主な課題・留意事項等（回答結果）	<ul style="list-style-type: none"> •住民参加を行いやすくすることが課題 •地域自治区制度への住民理解の浸透が課題 	<ul style="list-style-type: none"> •新市町村の一体性と、各地域の独自性のバランスに留意 •地域自治区制度への住民理解の浸透が課題 	<ul style="list-style-type: none"> •円滑な事務執行に留意 	<ul style="list-style-type: none"> •地域審議会が「要望の場」とならないように留意 •建設的な審議が行われるような審議会への情報提供が課題 •既存の審議会等との関係整理が課題

（平成18年7月1日現在）

合併による組織・体制の充実事例 ~ 少子化対策関係 ~

A市(人口約6万人、1市2町での合併)の例

合併前	
担当課・職員数	うち専門職員数

合併後	
担当課・職員数	うち専門職員数

子育て関係

専任化

旧A市 地域福祉課	7人(兼務)	家庭児童相談員 兼児童虐待相談員 1人 婦人相談員 1人 子育て支援センター 2人
旧B町 町民生活課	2人(兼務)	無し
旧C村 住民生活課	2人(兼務)	無し
子育て支援センター	1人(兼務)	保育士 1人

福祉課	子育て支援室 7人	家庭児童相談員 兼児童虐待相談員 1人 婦人相談員 1人
A子育て支援センター	2人	保育士 2人
B子育て支援センター	1人	保育士 1人
C子育て支援センター	1人(兼務)	保育士 1人

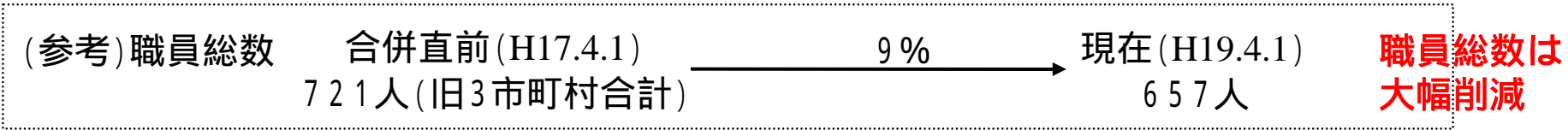
旧B町に新設

母子保健関係

旧A市 保健センター	7人	保健師 6人 栄養士 1人
旧B町 保健福祉課	1人(兼務)	保健師 1人
旧C村 保健センター	1人(兼務)	保健師 1人

A保健センター	8人	保健師 7人
B保健センター	1人(兼務)	栄養士 1人
C保健センター	1人(兼務)	准看護師 1人 歯科衛生士 1人

専門職員を配置



合併効果の事例

団体名・人口(H17国調人口)	合併期日・方式	取組内容
宮古市(岩手県) 60,250人	H17.6.6新設(1市1町1村)	合併に伴い人件費削減を行い、その効果を多様な子育て支援等に重点配分。 具体例: 保育所保育料と幼稚園保育料の軽減、妊婦無料健康診査の回数を全域 2回から3回に充実、乳幼児医療費が全域で自己負担なしに、妊婦・母親・パパマ マ教室が全域で受講可能に
西東京市(東京都) 189,735人	H13.1.21新設(2市)	交通空白地域の解消と公共施設へのアクセスの利便性を図るため、コミュニテイ バスを5路線運行。運賃は一律100円
新潟市(新潟県) 813,847人	H13.1.1編入(1市1町) H17.3.21編入(4市4町5村) H17.10.10編入(1市1町)	合併後、旧市町村の区域を越えて、空きのある保育所を利用することが可能に
高山市(岐阜県) 96,231人	H17.2.1編入(1市2町7村)	高山祭りや歴史的町並みのある旧高山市地域に加え、旧上宝村地域の北アル プスや奥飛騨温泉などが加わったことから、都市部と農村部とを結ぶ滞在・周遊 型の観光戦略打ち出し、「飛騨高山」ブランドを確立
浜松市(静岡県) 804,032人	H17.7.1編入(3市8町1村)	一部の地域で行われていた高齢者・障害者に対するバス・電車共通券等の交 付サービスを全市に拡大
三次市ほか(広島県) 59,314人	H16.4.1新設(1市4町3村)	広島県において、合併の進展を踏まえ、市町への積極的な権限移譲を実施した ことにより、例えば、市役所でのパスポートの申請と受取が可能に
新居浜市(愛媛県) 123,952人	H15.4.1編入(1市1村)	無医村であった旧別子山村地区に約30年ぶりに待望の診療所を開設するこ とができ、地域医療を充実
宗像市(福岡県) 94,148人	H15.4.1新設(1市1町) H17.3.28編入(1市1村)	一部地域において学校選択制を導入し、旧玄海町住民が、近くにありながらこ れまで通学できなかった旧宗像市の小学校への入学、転入が可能に
豊後高田市(大分県) 25,114人	H17.3.31新設(1市2町)	合併により消滅した「真玉」の地名を地元有志により組織した「真玉歌舞伎保存 会」により引き継ぐとともに、活動に対する財政的支援を実施
薩摩川内市(鹿児島県) 102,370人	H16.10.12新設(1市4町4村)	小学校地区を単位とした地区コミュニティ協議会制度を導入。本市48地区に地 区コミュニティ協議会を設立するとともに、地区ごとに地域振興計画を作成し、コ ミュニティを活性化

合併による歳出削減等の効果

1. 市町村合併の効率化推計

当面、市町村の三役・議会議員が約21,000人減少し、年間約1,200億円の効率化が図られる見込み。

また、概ね合併後10年経過以降においては、人件費等の削減等により、年間1.8兆円の効率化が図られると推計。

2. 集中改革プランにおける目標設定状況

各市町村とも、合併による効率化効果を早期に発現させるべく、目標を設定して、行政効率化に取り組んでいる。特に、集中改革プランを公表している団体のうち8割以上が、定員管理の適正化、民間委託等の推進、事務・事業の再編・整理などについて、具体的な数値等の目標を設定して効率化に取り組んでいる。

また、定員管理の純減目標については、合併した市町村は、合併していない市町村に比べて、高い純減目標を掲げて効率化に取り組んでいる。

【公表された集中改革プランのうち、定員管理の純減目標(指定都市を除く市町村)】
(H19.9.1現在)

	合併団体	未合併団体	計
定員純減目標	43,296人 8.7%	37,440人 7.6%	80,736人 8.1%

3. 特徴的な取組み事例

【職員定数の削減、総人件費の抑制】

団体名	取組内容
函館市 (北海道)	・平成17年から21年で、600人の職員を削減(83億円)。 ・特殊勤務手当全廃や特別職給与カットの実施。
西東京市 (東京都)	職員の人件費や市議会議員の報酬等について、合併後3年間で、約28億円削減。
薩摩川内市 (鹿児島県)	観光宿泊施設の廃止、ゴミ収集・処理業務の委託等により、歳出を約2.2%削減(削減額約1億8千万円)

【その他の取組み】

団体名	取組内容
山梨市 (山梨県)	合併時の分庁方式から、総合庁舎方式への組織体制の見直し。
越前市 (福井県)	・ガス事業を平成18年10月に民間へ譲渡。 ・水道事業の一部について民間委託を推進。
野田市 (千葉県)	財団職員の期末勤勉手当、役員報酬などを削減。